

## 2020年度 南山国際高等学校 緊急時特別貸与型奨学金要項

南山国際高等学校（以下、国際校）は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により家計が急変し、収入等の減少により授業料等納入金の納入が極めて困難な状態にあり、緊急に経済的な支援が必要な方を対象に、学修の継続を目的に本校独自の「南山国際高等学校緊急時特別貸与型奨学金（以下、奨学金）」で支援を行います。

### 1. 支援対象者

本校に5月1日付在籍する生徒の家計が、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、収入等が減少し緊急に経済的支援が必要な方（ただし、休学者を除く）。

#### ※ [家計基準]

主たる家計支持者の収入が2割以上減収した方（主たる家計支持者とは、原則、父または母のうち収入金額の多い方）。

#### ※ [学力基準]

国際校での修学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあること。

注意) 南山中学・高校友の会「給付型奨学金制度」と併給はできない。

### 2. 貸与金額

奨学金貸与額は、一種は180,000円、二種は90,000円とし、無利子で貸与します。ただし、上限は生徒一人当たり一回までとします。

### 3. 奨学金の使途

この制度は学修の継続を目的としており、奨学金の使途は授業料等納入金（授業料・施設設備費・生徒会費・学年費・個別副教材費）に限ります。

### 4. 貸与決定

貸与の決定は、国際校が選考し決定します。

### 5. 貸与方法

当該生徒の保護者名義の口座に振り込みします。

※「緊急時特別貸与型奨学金返還誓約書」の提出が条件となります。

### 6. 申請受付期間

2020（令和2）年12月20日まで、随時受け付けます。

\* 社会情勢により再度募集期間を設ける場合は、本校Webページに掲載します。

### 7. 申請に必要な書類

以下の書類を国際校事務室または郵送（レターパックライト）で提出してください。

#### ①「南山国際高等学校緊急時特別貸与型奨学金申請書」（様式第1号）

※ 申請理由には、単なる不安でなく、どういったことに、どの程度、困窮しているのかについて、具体的に記述してください。

②「南山国際高等学校緊急時特別貸与型奨学金に係る推薦書」(様式第2号)

※ 担任より直接学校に提出していただきますので、本人からの提出は不要です。

③新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大により収入の減少を証明する書類

- a. 事由が生じた方の減収前の給与明細等3ヶ月分および減収後の給与明細等1ヶ月分(それに準じる帳簿も可)。
- b. 給与明細等の提出が困難な場合は、具体的な収入の減少を証明する書類の提出をもってかえる。必要に応じて状況確認のため面談(電話又はWeb)を行う。
- c. 海外勤務者のため所得証明書が提出できない場合は会社の給与支払証明書等を提出してください(勤務先から証明を受けてください:書式自由)。  
日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合は、日本語訳と申込時のレートで円換算した計算式と額を余白や別紙に記入してください。(どなたが翻訳されても結構です。)
- d. 無収入の場合は、無収入の証明書を提出してください。無収入である証明書が提出できない場合は、「申請書兼返還誓約書」にできるだけ詳しく状況を記入して提出してください(無収入である期間は必ず記入してください)。

## 8. 貸与決定後に必要な手続き書類

貸与決定者には、決定通知とともに、「緊急時特別貸与型奨学金返還誓約書」(様式第3号)返還誓約書の提出をお願いすることとなります。必要事項を記入のうえ、国際校事務室または郵送(レターパックライト)で提出してください。

(返還誓約書が提出されない場合は貸与決定を取り消す場合があります)

④「緊急時特別貸与型奨学金返還誓約書」(様式第3号)

連帯保証人については「印鑑登録証明書」(コピー不可)が必要となります。

※連帯保証人について

1. 保護者ではなく、経済的に独立し生計が立っていること。  
(例えば両親共働きの場合、父親が保護者で、母親が経済的に独立し生計が立っていれば連帯保証人でも可)
2. 未成年者および学生でないこと。
3. 債務整理中(破産等)でないこと。

## 9. 返還方法

卒業する月の月末までを返還期日とします。

ただし、次のいずれかに該当するときは、一括して奨学金の返還となります。

- (1) 退学または転学(転出)したとき。
- (2) 本校の規則等に規定する懲戒等の処分を受けたとき。
- (3) その他貸与者として適当でない判断される事実があったとき。

返還方法は、(1)の場合は、学籍異動日までに本校の指定する口座に一括で振り込んでください。(2)(3)については、学校が指定する期日までに本校の指定する口座に一括で振り込んでください。

奨学金の返還期日を過ぎても返還がない場合は、連帯保証人に督促を行います。